

令和8年度自治基本条例の見直しについて

1 【概要】

平成19年4月に施行された自治基本条例は「自治体の憲法」とも呼ばれる、重要なまちづくりの基本的なルールを定めた条例です。自治基本条例第29条では、時間の経過による自治の課題や、社会情勢、環境の変化等の時代の要請に応えるべく、条例の施行日から4年を超えない期間ごとに見直しを行うこととされています。令和8年度で施行から20年目を迎え、5回目となる見直しを行う予定です。

2 【主な経過と対応】

平成26年度見直し

- ・わかりやすい情報発信に関する提言
- ・こどもに対する市民自治の学習機会に関する提言
- ・地域の自助による課題解決に関する提言

平成30年度見直し

- ・情報発信ツール（広報、HP、SNS）の活用、使い分けに関する提言
- ・市民の声を聴く機会の充実、仕組みに関する提言
- ・災害対応、危機管理体制の整備、市民の危機管理に関する提言

令和4年度見直し

- ・苫小牧市防災行政無線、屋外スピーカーに関する提言
- ・インターネットを活用した住民説明会、審議会等についての提言
- ・企業等と締結している連携協定についての提言

3 【スケジュール】

| | |
|------------|--------------------|
| 令和8年4月 | 市民アンケートを実施 |
| 令和8年6～7月頃 | 第1回市民自治推進会議（諮問、協議） |
| 令和8年9～10月頃 | 第2回市民自治推進会議（協議） |
| 令和9年1～2月頃 | 第3回市民自治推進会議（協議、結論） |
| ～令和9年3月 | 答申 |

4 【本日の協議事項】

- ・令和8年4月に実施予定の市民アンケートに関してご意見をいただきたい。
※詳細は別紙5 令和8年4月実施予定の市民アンケートについて（案）